

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)× (エ)○

- (ア)○ 生命保険募集人・保険仲介人の登録のないF Pでも、顧客の必要保障額の試算はできる。
- (イ)× 税理士資格のないF Pは、無償であっても相談者の具体的な相続税額の計算をしてはならない。
- (ウ)× 投資助言・代理業の登録のないF Pは、顧客に具体的な株式の投資時期等の判断や助言を行ってはならない。
- (エ)○ 社労士資格のないF Pでも、顧客の公的年金の受給見込み額の計算はできる。

問2 正解 1

- 原則として、死者の情報は個人情報とされない。
- × 電話の録音データも、個人を識別することが可能な場合には個人情報に該当する。
- × 新聞記事も著作物であり、講演会等で使用する場合は新聞社の許諾が必要である。
- × 引用部分が「従」で、自ら作成する部分が「主」でなければならない。

【第2問】

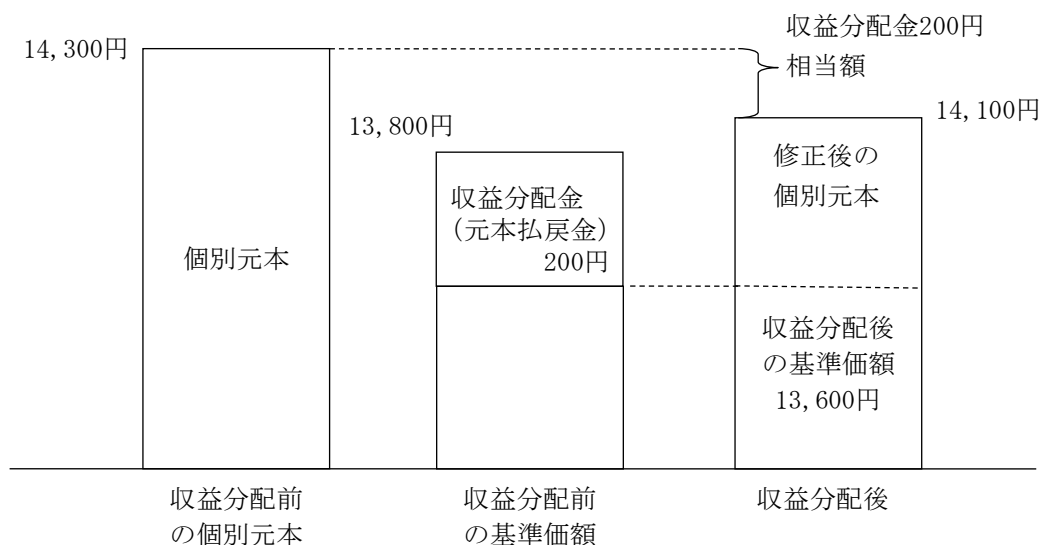
問3 正解 2

- × 一般口座の顧客に関しては、業者は取引報告書を交付する義務はない。
- 一度売却した後は、同年中は口座区分の変更はできない。
- × 他の業者の特定口座と、確定申告することにより損益通算できる。
- × N I S A口座の枠を超えた取引は、特定口座で行うこととなる。

問4 正解 (ア) 1 (イ) 10 (ウ) 6 (エ) 2

利払い	半年ごと
金利の見直し	(ア 半年) ごと
金利設定方法	基準金利× (イ 0.66)
金利の下限	(ウ 0.05) % (年率)
購入単価	1万円以上1万円単位
中途換金	原則として、発行から (エ 1年) 経過すれば可能 ただし、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が差し引かれる
発行月(発行頻度)	毎月(年12回)

問5 正解 4



- ・馬場さんが保有するHG投資信託の収益分配後の個別元本は、(ア 14,100円)である。
- ・馬場さんが特定口座で受け取った分配金には、所得税・住民税が課税 (イ されない)。

<解説>

- ・分配落ち後の個別元本＝収益分配前の個別元本－元本払戻金（特別分配金）

$$= 14,300\text{円} - 200\text{円} = \underline{14,100\text{円}}^{(*)}$$

※収益分配前の基準価格がすでに個別元本を下回っているため収益分配金はすべて元本払戻金（特別分配金）となる。元本払戻金には課税がなされない。

※収益分配前の基準価格から収益分配金（元本払戻金）を引くのではないことに注意

問6 正解 1

1. × iDeCoは、1つだけではなく複数の商品を選択し、運用することができる。
2. ○ 運用商品は、加入中いつでも変更ができる。
3. ○ 運用商品には、特定資産を対象としたものだけでなく、複数資産を組み合わせたものもある。
4. ○ 元本確保型の商品でも、金利情勢によっては利息額を手数料が上回ることがある。

【第3問】

問7 正解 3

(ア) 建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。指定建蔽率は60%であるが、防火地域内の耐火建築物であるため10%緩和される。

$$120\text{m}^2 \times (60\% + 10\%) = \underline{84\text{m}^2}$$

(イ) 延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は、次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- 1) 都市計画により定められた容積率（指定容積率）
- 2) 前面道路の幅員×法定乗数

1) 400%

2) $6\text{m} \times 4/10 = 240\% < 1) 400\%$ したがって、240%を適用する。

$$\text{延べ面積の最高限度} = 120\text{m}^2 \times 240\% = \underline{288\text{m}^2}$$

問8 正解 3

1. ○ 権利部（甲区）には、差押え等も記載される。
2. ○ 一つの金融機関が抵当権設定していても、他の金融機関も、二番抵当、三番抵当というふうに設定可能である。
3. × 債務を完済しても抵当権は自動的に抹消されず改めて抹消登記が必要となる。
4. ○ 誰でも手数料を納付し、交付請求できる。

問9 正解 (ア) 2 (イ) 6 (ウ) 7 (エ) 11

不動産取得税は、原則として不動産の所有権を取得した者に対して、その不動産が所在する（ア 都道府県）が課税するものであるが、相続や（イ 法人の合併）等を原因とする取得の場合は非課税となる。課税標準は、原則として（ウ 固定資産税評価額）である。また、一定の条件を満たした新築住宅（認定長期優良住宅ではない）を取得した場合、課税標準から1戸当たり（エ 1,200万円）を控除することができる。

問10 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○ (エ) ○

(ア) × 前年、前々年に受けている場合は適用がないが、2020年はその前の年の為、2023年に本特例の適用は受けられる。

(イ) × 本特例に所得要件はない。

(ウ) ○ 譲渡先が配偶者や直系血族の場合、適用が受けられない。

(エ) ○ 控除額の上限は、3000万円以下で、かつ譲渡益までの額である。

【第4問】

問11 正解 2

- ・「終身保険A、特定疾病保障保険Bともに払込期日までに保険料の払込みができなかった場合でも（ア 払込猶予）期間内に保険料を払い込めば、保険契約を継続させることができます。」
- ・「終身保険Aは（ア 払込猶予）期間内に保険料の払込みができなかった場合でも、（イ 自動振替貸付）によって解約返戻金の範囲内で保険会社が保険料を立て替えることにより契約は継続します。」
- ・「特定疾病保障保険Bは（ア 払込猶予）期間内に保険料の払込みができなかった場合、保険契約は（ウ 失効）となります。ただし、（ウ 失効）となった場合でも保険会社が定める期間内に（エ 復活）の手続きを取り、保険会社の承諾を得て未払いの保険料と保険会社によっては利息を払い込むことで契約を有効に戻すことができます。」

問12 正解 （ア）33（万円） （イ）580（万円） （ウ）1,900（万円）

- ・山岸さんが虫垂炎で8日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受け、退院後にケガで公的医療保険制度の対象となる所定の手術を入院せずに1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 33）万円である。
- ・山岸さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため20日間継続して入院し、その入院中に公的医療保険制度の対象となる所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ 580）万円である。
- ・山岸さんが余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額は（ウ 1,900）万円である。なお、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。

<解説>

（ア）虫垂炎による入院・手術の場合、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

入院給付金	入院1日目の時	30万円
外来手術給付金		入院給付金×10%

$$30\text{万円} + 30\text{万円} \times 10\% = \underline{33\text{万円}}$$

（イ）がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

入院給付金	入院1日目の時	30万円
3大疾病保険金		500万円
特定疾病診断保険金		3大疾病保険金の10%

$$30\text{万円} + 500\text{万円} + 500\text{万円} \times 10\% = \underline{580\text{万円}}$$

(ウ) 余命6ヶ月以内でリビング・ニーズ特約を請求する場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

終身保険	100万円
定期保険	1,400万円
身体障害保障保険	400万円

$$100万円 + 1,400万円 + 400万円 = \underline{1,900万円}$$

問13 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) × 養老保険のハーフタックスプランは、役員・従業員全員が加入することが条件であるため、役職者のみなど格差がある場合は認められない。
- (イ) ○ 普遍的加入でなければ、ハーフタックスプランの採用は出来ない。
- (ウ) × 入院特約等を付加しても、その他の要件を満たしていれば、ハーフタックスプランの採用はできる。
- (エ) ○ 死亡保険金が支払われた時、資産計上額を取り崩し、同額を損金算入する。

問14 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) × 前年同等プランでは、人身傷害保険が付帯されていないため、自身のケガの補償は受けられない。
- (イ) ○ 車両保険エコノミー型(車対車+A)であっても盗難は保障される。
- (ウ) × 運転者年齢条件(35歳以上補償)は、家族にのみ適用され、他人(友人)には適用されない。よって33歳の友人が起こした事故は補償の対象となる。
- (エ) ○ ファミリーバイク特約が付いているため補償の対象となる。

【第5問】

問15 正解 3

$\text{医療費控除の額} = \text{支払った医療費の額} - \text{保険金等の額} - 10万円^{(※)}$ (※) 課税標準の合計×5%が10万円に満たない場合はその金額

$$\text{※給与所得} 610万円 \times 5\% = 30.5万円 > 10万円 \quad \therefore 10万円$$

- ・治療費は、支払った年分の医療費控除となる。
- ・人間ドックは、重大な疾病が発見され、引き続き治療をした場合のみ対象となる。
- ・本人だけでなく同一生計親族に対する医療費支払いも対象となるため、母の歯科治療費も対象となる。

$$(63,000円 + 47,000円 + 33,000円 + 450,000円) - 10万円 = \underline{493,000円}$$

問16 正解 45（万円）

<解説>

不動産所得▲75万円のうち、土地取得のための借入金利子が25万円であるため、損益通算できる損失は▲45万円（▲70万円－▲25万円）となる。

譲渡所得の上場株式売却損失は、損益通算できない。

譲渡所得のゴルフ会員権売却損失も、損益通算の対象とならない。

よって損益通算できる損失は、不動産所得▲45万円のみとなる。

問17 正解 1

総所得金額＝給与所得＋不動産所得＋雑所得

- ・ 給与所得＝収入金額－給与所得控除額

＝55万円－55万円（給与所得控除額の下限）＝0円（所得なし）

- ・ 不動産所得の金額＝収入－経費－青色申告特別控除額

＝130万円－20万円－10万円

＝100万円

老齢基礎年金は、雑所得となる。

- ・ 雑所得の金額＝収入金額（年金額）－公的年金等控除額

＝350万円－115万円^(※)＝235万円

（※）＜速算表＞より 350万円 → 330万円超410万円以下であるため、控除額は

350万円×25%＋27.5万円＝115万円

- ・ 総所得金額＝100万円＋235万円＝335万円

問18 正解 1

総所得金額に算入される額＝一時所得×1/2

一時所得の金額＝満期保険金－払込保険料の総額－特別控除50万円

＝500万円－430万円－50万円＝20万円

よって総所得金額に算入される額＝20万円×1/2＝10万円

【第6問】

問19 正解 1

相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備 考
土 地	1,000万円	評価減特例適用後
建 物	300万円	
現預金	5,000万円	
死亡保険金	1,500万円	非課税控除後 ^(※)
債務および葬式費用	▲200万円	控除
合 計	7,600万円	

(※) 生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

法定相続人は、配偶者、長男、二男の3人となる。

よって生命保険金等の非課税限度額＝500万円×3人＝1,500万円

死亡保険金の課税価格＝3,000万円－1,500万円＝1,500万円

問20 正解 (ア) 2 (イ) 5 (ウ) 7

[相続人の法定相続分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は(ア 1/2)である。
- ・被相続人の二男の法定相続分は(イ 1/6)である。
- ・被相続人の孫Aの法定相続分は(ウ 1/12)である。

<解説>

民法上の法定相続人は、配偶者と子であるが、長女が死亡しているため孫A、孫Bが代襲相続する。 $1/2 \times 1/3 \times 1/2 = \underline{1/12}$ となる。二男は、 $1/2 \times 1/3 = \underline{1/6}$ となる。

問21 正解 4

1. × 相続放棄は、原則3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
2. × 原則、遺産分割に期限はない。
3. × 法定相続情報一覧図を作成した場合は、遺産の相続手続きの際、戸籍謄本の原本は不要となる。
4. ○ 相続税の申請書の提出先は、被相続人の死亡時の住所地の税務署となる。

【第7問】

問22 正解 518（万円）

$$\text{可処分所得} = \text{年収} - (\text{社会保険料} + \text{所得税} \cdot \text{住民税})$$

$$\text{可処分所得} = 684 \text{万円} - (63 \text{万円} + 41 \text{万円} + 3 \text{万円} + 25 \text{万円} + 34 \text{万円}) = \underline{518 \text{万円}}$$

※社会保険料は、厚生年金保険料、健康保険料・介護保険料、雇用保険料が該当する。

※なお財形貯蓄、社内預金、従業員持株会、社内あっせん販売は、給与天引きであっても可処分所得の計算には含めない。

問23 正解 396（万円）

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{年後の基本生活費} = 373 \text{万円} \times (1 + 0.02)^3 = 395.8\cdots \rightarrow \underline{396 \text{万円}}$$

問24 正解 1,136（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$\begin{aligned} \text{2024年の金融資産残高} &= 1,046 \text{万円} \times (1 + 0.01) + 80 \text{万円}^{(*)} \\ &= 1136.46 \rightarrow \underline{1,136 \text{万円}} \end{aligned}$$

$$(*) \text{年間収支} = \text{収入合計} - \text{支出合計} = 1,001 \text{万円} - 921 \text{万円} = 80 \text{万円}$$

【第8問】

問25 正解 46,454,400（円）

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

$$180 \text{万円} \times 25.808 \text{（年利1.0\%、30年の年金現価係数）} = 46,454,400 \text{円}$$

問26 正解 3,219,400（円）

毎年の積立額から将来の合計額を求めるには「毎年の積立額×年金終価係数」で計算する。

$$20 \text{万円} \times 16.097 \text{（年利1.0\%、15年の年金終価係数）} = 3,219,400 \text{円}$$

問27 正解 244,500（円）

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$150 \text{万円} \times 0.163 \text{（年利1.0\%、6年の減債基金係数）} = \underline{244,500 \text{円}}$$

【第9問】

問28 正解 3

住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。120回返済後の残高15,107,049円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。

$$15,107,049円 - 100万円 = 14,107,049円$$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので上記14,107,049円を下回らない残高の返済回数までとなる。→ 134回の14,159,930円が該当。

$$\text{返済回数} 134回 - 120回 = 14回分 \rightarrow \underline{1年2ヵ月}$$

問29 正解 4

1. ○ 借換えをする場合は、抵当権抹消・設定費用や事務手数料などの諸費用が必要となる。
2. ○ 繰上げ返済は、利息部分がなくなることにより、総返済額を減らす効果がある。
3. ○ 返済期間の延長や返済額の延長など、条件変更が出来る場合がある。
4. × 固定期間終了後は、他の固定金利選択型や変動金利型を選択することもできる。

問30 正解 5,110 (円)

- ・契約可能な地震保険の保険金額の最大額は火災保険の50%であるので、設例より $1,400万円 \times 50\% = 700万円$ となる。
- ・＜資料＞より、京都府にあるイ構造の地震保険金額100万円当たりの年間保険料は、730円であることがわかる。
- ・地震保険料 $= 730円 \times 700万円 / 100万円 = \underline{5,110円}$

問31 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)× (エ)○

- (ア) ○ 契約者・被保険者が夫、受取人が妻の死亡保険金は相続税の課税対象となる。
- (イ) × リビング・ニーズ特約の残額は、相続税の課税対象となる。
- (ウ) × 延焼が原因で受け取る火災保険の損害保険金は非課税となる。
- (エ) ○ 地震火災費用保険金は非課税となる。

問32 正解 4

京介さん(45歳)の自己負担割合は3割である。窓口で支払った医療費が21万円であるので、総医療費は $21万円 \div 0.3 = 70万円$ となる。

また京介さんは標準報酬月額が30万円であるため、＜資料＞標準報酬月額28万円～50万円に該当し、自己負担限度額は以下の通りとなる。

$$80,100円 + (70万円 - 267,000円) \times 1\% = 84,430円 \cdots \text{自己負担限度額}$$

$$\text{高額療養費} = \text{窓口での自己負担分} - \text{自己負担限度額} = 21万円 - 84,430円 = \underline{125,570円}$$

問33 正解 (ア) 3 (イ) 5 (ウ) 8

「京介さんが2023年9月に死亡した場合、秋穂さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給されます。秋穂さんに支給される遺族基礎年金の額は、老齢基礎年金の満額に相当する額に翔太さんを対象とする子の加算額を加えた額です。翔太さんが18歳到達年度の末日（3月31日）を経過すると遺族基礎年金は支給されなくなります。

また、遺族厚生年金の額は、原則として京介さんの被保険者期間に基づく老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する額の（ア 4分の3）相当額ですが、秋穂さんに支給される遺族厚生年金は短期要件に該当するものであるため、被保険者期間が（イ 300月）に満たない場合は（イ 300月）として計算されます。

なお、京介さんが死亡したとき秋穂さんは40歳以上であるため、秋穂さんに支給される遺族厚生年金には、遺族基礎年金が支給されなくなった以後、秋穂さんが（ウ 65歳）に達するまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。」

問34 正解 (ア) 2 (イ) 5 (ウ) 7

「被扶養者になるには、主として被保険者により生計を維持していることおよび原則として、日本国内に住所を有していることが必要です。生計維持の基準は、被扶養者となる人が被保険者と同一世帯に属している場合、原則として、被扶養者となる人の年間収入が（ア 130万円）未満（60歳以上の人または一定の障害者は未満）で、被保険者の収入の（イ 2分の1）未満であることとされています。

被扶養者となる人の年間収入については、過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むものとされています。なお、雇用保険の失業給付や公的年金等は、収入に（ウ 含まれます）。」

【第10問】

問35 正解 12,380（万円）

＜関根家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	300万円
現金・預貯金	3,820万円	事業用借入	2,250万円
株式・債券等	1,300万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	670万円	負債合計	2,550万円
不動産			
土地（自宅の敷地）	3,600万円		
建物（自宅の家屋）	320万円		
土地（事務所の敷地）	3,400万円		
建物（事務所の建物）	850万円		
その他			
事業用資産（不動産以外）	580万円		
動産等	390万円		
資産合計	14,930万円	〔純資産〕	(ア 12,380) 万円
		負債・純資産合計	14,930万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．関根家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、関根家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は14,930万円、負債合計は2,550万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も14,930万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝資産合計－負債合計＝14,930万円－2,550万円＝12,380万円

問36 正解 1

所得金額④を求めるには、〔損益計算書〕を順繰りに解いていく。

- ・ 差引金額⑦＝売上（収入）金額①－差引原価⑥
＝40,000,000円－23,500,000円＝16,500,000円
- ・ 差引金額③＝差引金額⑦－計②
＝16,500,000円－5,000,000円＝11,500,000円
- ・ 青色申告特別控除前の所得金額④＝差引金額③＋各種引当金・準備金等（＋③⑦－④②）
＝11,500,000円－1,800,000円＝9,700,000円
- ・ 所得金額④＝青色申告特別控除前の所得金額④－青色申告特別控除額④④
＝9,700,000円－650,000円＝9,050,000円

問37 正解 1

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合	備考
特定事業用宅地等	400m ²	(ウ 80) %	(注)
特定同族会社事業用宅地等			—
特定居住用宅地等	(ア 330) m ²		—
貸付事業用宅地等	(イ 200) m ²	50%	(注)

(注) 一定の場合に該当しない限り、相続開始前 (エ 3) 年以内に新たに (貸付) 事業の用に供された宅地等を除く。

問38 正解 0.148 (%)

<資料>より

- ・表面利率：年0.10%
- ・買付価格：99.62円
- ・発行価格：100.00円 (額面金額)
- ・残存期間：8年

以上から最終利回りを求める。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面価格} - \text{買付価格}}{\text{残存期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{最終利回り (\%)} &= \frac{0.10 + \frac{100.00 - 99.62}{8}}{99.62} \times 100 \\ &= 0.1480 \cdots \text{ (小数点以下第4位切捨て)} \rightarrow \underline{0.148\%} \end{aligned}$$

問39 正解 1

- ・老齢基礎年金の計算式

$$= 795,000 \text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + (\text{保険料免除月数} \times \text{免除の種類に応じた割合})}{480 \text{月}}$$

$$\text{老齢基礎年金額} = 795,000 \text{円} \times \frac{447 \text{月}}{480 \text{月}}$$

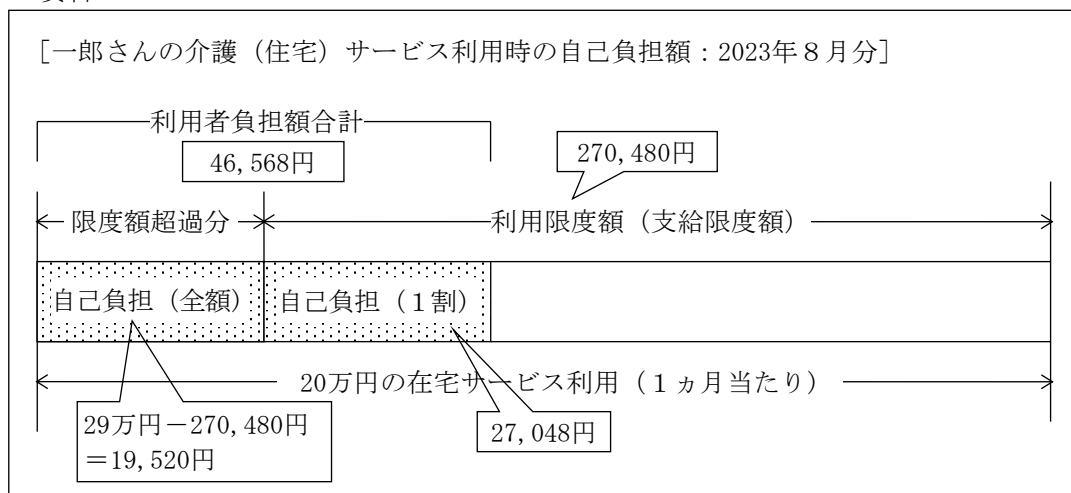
$$= 740,344 \text{円 (円未満四捨五入)}$$

$$\begin{aligned} \text{繰り上げ後の支給額} &= (740,344 \text{円} + 48,000 \text{円}^{(\ast)}) \times (1 - 0.4\% \times 12 \text{月} \times 5 \text{年}) \\ &= 788,344 \text{円} \times (1 - 0.24) = 599,141.44 \rightarrow \underline{599,141 \text{円}} \end{aligned}$$

$$(\ast) \text{ 付加年金額} = 200 \text{円} \times \text{付加年金を納めた月数} = 200 \text{円} \times 240 \text{月} = 48,000 \text{円}$$

問40 正解 4

<資料>



<解説>

- 介護（在宅）サービス利用者負担額合計

$$= (\text{在宅サービス利用料} - \text{利用限度額}) + \text{自己負担額}$$

$$= (29\text{万円} - 270,480\text{円}^{(\ast 1)}) + 27,048\text{円}^{(\ast 2)} = \underline{46,568\text{円}}$$

(※1) [在宅サービスの1ヵ月あたりの区分支給限度基準額] より、要介護3
 $27,048\text{単位} \times 10\text{円} = 270,480\text{円}$

(※2) $270,480\text{円} \times 0.1$ (1割) $= 27,048\text{円}$